

処 分 基 準

平成28年1月14日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第7項
処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等の提出命令
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項～第4項、第7項（許可の取消し及び仮領置）、同第27条第1項（提出命令）
処 分 基 準： 当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 合 せ 先：申請先の警察署の生活安全課（係） 熊本県警察本部生活環境課（電話番号：096-381-0110）
備 考：